

(参考)

業務上疾病の関係法令等

○労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

（療養補償）

第75条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

② 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

○労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）（抄）

別表第1の2（第35条関係）

一 業務上の負傷に起因する疾病（略）

二 物理的因子による次に掲げる疾病（略）

三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病（略）

四 化学物質等による次に掲げる疾病

1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの

2 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

3 すず、鋳物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患

4 蛋白質分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患

5 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患

6 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患

7 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症

8 1から7までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

五 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病

六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病（略）

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

- 1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 3 四-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 4 四-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 5 ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん
- 6 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
- 7 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫
- 8 ベンゼンにさらされる業務による白血病
- 9 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫
- 10 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん
- 11 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 12 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 13 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
- 14 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
- 15 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん
- 16 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
- 17 すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
- 18 1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病

八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病

九 その他業務に起因することの明らかな疾病

○労働基準法施行規則別表第1の2第4号に基づき、労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに労働大臣が定める疾病を定める告示（平成8年労働省告示第33号）（4ページ以降参照）

○労働基準法施行規則別表第1の2第8号に基づき、労働大臣の指定する疾病を定める告示（昭和56年労働省告示第7号）

- 一 超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患
- 二 亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん
- 三 ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍

Ⅲ. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の公布について

平成21年5月20日
厚生労働省
経済産業省
環境省

本日、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

1. 改正の趣旨

- i. 近年、安全・安心についての関心が高まる中、国民の化学物質に対する懸念も広がっている。国際的にも、すべての化学物質による人及び環境への影響を最小化することが環境サミットで合意されている。その後、欧州ではすべての化学物質を対象とした規制が平成19年に施行されるなど、化学物質管理を巡る状況は大きく変化しつつある。
- ii. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化学物質審査規制法)は、昭和48年の制定以降に新たに流通した化学物質については厳しい事前審査を実施してきた。他方、同法制定以前から市場に存在する化学物質(既存化学物質)については、国自ら安全性評価を行い、必要に応じて同法による規制措置を講じてきたが、すべての物質を評価するには至っていない。
- iii. そのため、既存化学物質の製造・輸入を行う事業者に毎年度その数量の届出を義務づけるとともに、必要に応じて有害性情報の提出を求めること等により、安全性評価を着実に実施し、我が国における厳格な化学物質管理をより一層推進する必要がある。また、今次改正によって格段に集積される情報を関係省庁間で共有し、各法令に基づく化学物質規制をより効果的なものとする。
- iv. 加えて、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の規制対象に追加される物質について、国内実施法である従来の化学物質審査規制法では、条約で許容される例外的使用に対応した規定がなされていない。そのため、このような国際的な不整合を解消し、合理的な審査・規制体系を構築する。

2. 改正の概要

(1) 既存化学物質も含めた包括的管理制度の導入

- i. 既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量(1トンを予定)以上の製造・輸入を行った事業者に対して、毎年度その数量等を届け出る義務を課す。
- ii. 上記届出の内容や有害性に係る既知見等を踏まえ、優先的に安全性評価を行う必要がある化学物質を「優先評価化学物質」に指定する。(「優

先評価化学物質」の新設に伴い、「第二種監視化学物質」「第三種監視化学物質」は廃止する。）

- iii. 必要に応じて、優先評価化学物質の製造・輸入事業者有害性情報の提出を求めるとともに、取扱事業者にも使用用途の報告を求める。
- iv. 優先評価化学物質に係る情報収集及び安全性評価を段階的に進めた結果、人又は動植物への悪影響が懸念される物質については、現行法と同様に「特定化学物質」として製造・使用規制等の対象とする。
- v. これまで規制の対象としていた「環境中で分解しにくい化学物質」に加え、「環境中で分解しやすい化学物質」についても対象とする。

(2) 流通過程における適切な化学物質管理の実施

特定化学物質及び当該物質が使用された製品による環境汚染を防止するため、取扱事業者に対して、一定の取扱基準の遵守を求めるとともに、取引に際して必要な表示を行う義務を課す。

(3) 国際的動向を踏まえた審査・規制体系の合理化

ストックホルム条約の規制対象となる物質について、条約で許容される例外的使用を厳格な管理の下で認めるため第一種特定化学物質に係る規制の見直しを行う等、規制の国際整合化を行う。

※ 具体的な改正点については、別紙 (PDF 16KB) 参照。また、制度の詳細、安全性評価の方法等については、後日公表予定。

3. 施行期日

- 本日から1年を超えない範囲において政令で定める日(平成22年4月1日を予定)。【第1段階改正】
- ただし、上記2(1)のiからiv.(すべての化学物質に係る製造・輸入数量等の届出、優先評価化学物質の指定、第二種・第三種監視化学物質の廃止等)については、本日から2年を超えない範囲において政令で定める日(平成23年4月1日を予定)。【第2段階改正】

※ 施行期日及び経過措置等の規定については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」(PDF 188KB)の附則を参照。

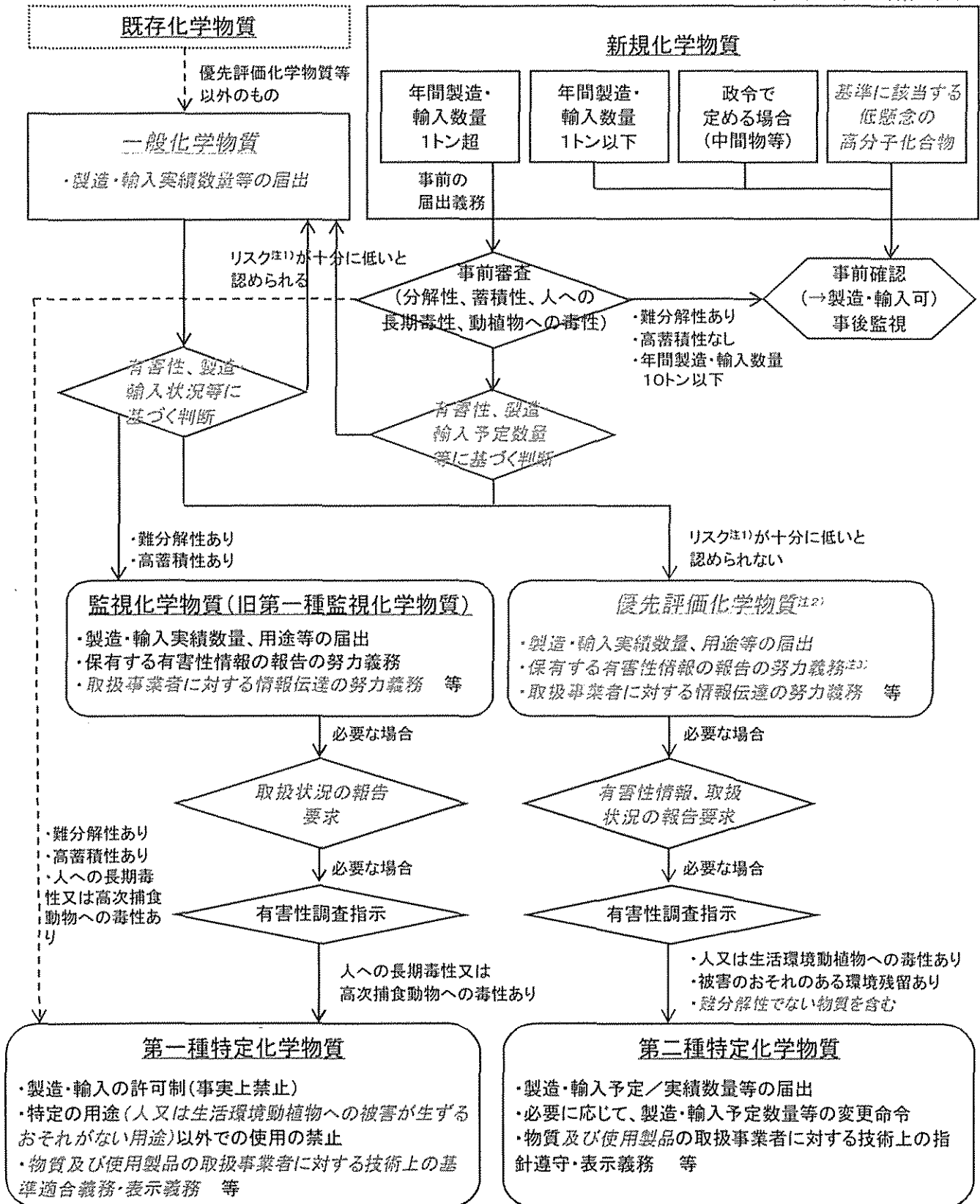
4. 改正後の化学物質審査規制法の全文

- 第1段階改正後の条文 (PDF 272KB)(平成22年4月1日施行予定)
- 第2段階改正後の条文 (PDF 276KB)(平成23年4月1日施行予定)

(参考資料)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律 (PDF 188KB)

(参考)改正後の化学物質審査規制法の概要

※今回改正部分は斜体で表示



注1) 本図において、リスクとは、第二種特定化学物質の要件である、「人への長期毒性又は生活環境動植物への生態毒性」及び「被害のおそれが認められる環境残留」に該当するおそれのことを指す。

注2) 第二種及び第三種監視化学物質は廃止される。これらに指定されていた物質について、製造・輸入数量、用途等を勘案して、必要に応じて優先評価化学物質に指定される。

注3) 第二種特定化学物質にも適用される。

注4) 有害性情報を新たに得た場合の報告義務あり。(第一種特定化学物質を除く。)

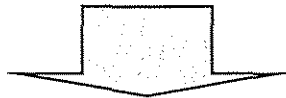
注5) 必要に応じ、取扱方法に関する指導・助言あり。(第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質)

IV. 化学物質管理をめぐる国際動向

WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット) 2002年ヨハネスブルグ

●「実施計画」において、次を明記(パラ22)

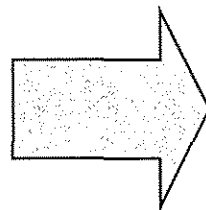
- 化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す。
- 2005年までに国際化学物質管理への戦略的アプローチ(SAICM)を発展させる。



SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)2006年2月国際化学物質管理会議

●SAICMの関連文書

- ハイレベル宣言(「ドバイ宣言」)(High-Level Declaration)
2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標に掲げた、30項目からなる政治宣言文。
- 包括的方針戦略(Overarching Policy Strategy)
SAICMの対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について記述した文書。
- 世界行動計画(Global Plan of Action)
SAICMの目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273の行動項目をリストアップしたもの。



- 項目107 市場のあらゆる有害性物質について、少なくとも適切で信頼できる安全データシート(入手しやすく、読みやすく、分かりやすく、GHSを視野に入れたもの)を提供することを確実にする仕組みをつくるべき。(目標2008年)
- 項目127 製造業者、輸入業者、配合業者は、データを評価し、正確で信頼できる情報をユーザーに提供すべき。(目標2008年)
- 項目128 責任ある行政当局は、リスク評価の手法や管理手法の一般的枠組みを確立すべき。(目標2011~2015年)
- 項目142 国レベルでILOの安全作業プログラムの確立を推進し、ILO170号、174号及び184号条約の批准・実施すべき。(目標2006~2010年)
- 項目148 化学物質による労働現場の有害性を、特に化学物質のコントロール・バンディングのような簡単で実行可能な方法により除外すべき。(目標2006~2020年)